

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

◇告 示 目 次

保安林の指定解除
漁港管理者の指定の取消しについての公聴会の開催
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要項の一部改正
道路の位置の指定
計量器の定期検査の実施

告 示

鳥取県告示第三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十年七月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市和田町字下大灘東三一〇八一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百八十四号

漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二十五条第四項の規定により、御来屋漁港の漁港管理者の指定の取消しについての公聴会を次のとおり開催する。

昭和四十年七月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 日時 昭和四十年七月二十七日 午後一時

二 場所 西伯郡名和町 名和町役場

三 開催目的 御来屋漁港の漁港管理者を鳥取県にするため

四 利害関係人の意見の提出期限 昭和四十年七月二十六日

鳥取県告示第三百八十五号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱（昭和三十二年十一月鳥取県告示第五百六十一号）の一部を次のように改正し、昭和四十年六月二日から適用する。

昭和四十年七月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県告示第三百八十七号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、倉吉市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十年七月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中井 猛 夏

検査の日	検査の区域	検査の場所
八月二十三日	倉吉市	上井商工厚生会館
八月二十四日	〃	倉吉市役所
八月二十五日	〃	〃
八月二十六日	〃	〃
八月二十七日	〃	明倫小学校
八月三十日	〃	〃
八月三十一日	〃	〃
九月一日	〃	計量器所在場所
九月二日	〃	〃
九月三日	〃	倉吉市役所

午前九時三十分から
午後三時三十分まで

午前十時から
午後三時まで